

ツキノワグマ対策等に係る要望書

令和2年2月19日

新潟県市長会

ツキノワグマ対策等に係る要望書

本県では、今年度、クマによる被害が過去に例を見ないほど広範囲において深刻なものとなり、県及び市町村においてはその対策に取り組んでいるところではありますが、今なお目撃・痕跡情報は後を絶たない状況となっています。

それぞれの市町村では「クマ出没特別警戒警報」の発令、冬季のスクールバス運行時期の前倒し、保護者への登下校送迎の依頼、クマの早期発見を目的とした早朝・夕方における巡回監視及び住民への一層の注意喚起等、最大限の被害防止対策を講じてきましたが、緊急かつ長期に及ぶ対応には限界も感じております。

また、クマの捕獲については、任意団体である地元の猟友会に頼らざるを得ず、当該団体に対して過大な負担を課しているとともに、今冬の異常とも言える少雪により、冬眠できないクマが市街地にも出没しており、緊張した生活を強いられております。

新潟県では、「第2期ツキノワグマ管理計画」に基づき、各地域の鳥獣被害対策チームが、「ツキノワグマ出没・人身被害防止連絡対応指針」に沿った被害防止策を図るとされておりますが、市町村が置かれている緊迫した現状に鑑みると、その対応については不十分であるとの感が拭い切れません。

また、クマのみならずイノシシについても、これまで生息していなかった地域での出没が急増しており、その捕獲をはじめとする住民の安全対策等も喫緊の課題となっております。

つきましては、住民の安全確保のため、下記事項について強く要望します。

記

- 1 鳥獣被害対策チームがどのような状況下においても、県地域振興局を中心として、県本庁、市町村、警察署等が連携し、「ツキノワグマ出没・人身被害防止連絡対応指針」に沿って、人身の安全確保と被害の軽減のため迅速に行動できるよう、具体的な対策を検討すること。

- 2 市町村域を越えて、広範囲に移動するクマ及びイノシシ等大型獣の出没情報の受発信、被害防止対策及び捕獲等について、県地域振興局とその管内市町村が広域的に対応できる体制及び隣接する県地域振興局間の連携体制を強化すること。
- 3 クマの移動ルートとなりうる河川高水敷の結実雑木の早期伐採を引き続き行い、市街地への侵入防止対策を講じること。
- 4 人身及び農作物被害防止の取り組みを推進するため、市町村におけるクマ及びイノシシ等大型獣の被害対策の実態を把握したうえで、パトロール、捕獲等及び登下校時等の安全確保等に係る経費に対して財政支援措置を講じること。
- 5 市街地でのクマ出没が増加する中、被害防止を目的とした発砲許可、市町村の職務とした有害鳥獣の捕獲、特定動物の飼養許可、保管体制等のあり方など、法的規制の問題点を精査し、国に対し更なる法整備を働きかけること。

令和2年2月19日

新潟県市長会長 久住 時男